



保国第659号
平成30年1月26日

記

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 石田 重森 様

福岡市長 高島 宗一郎



平成30年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (諮問)

国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高く構造的な問題を抱えていることから、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっており、今後も高齢化の進展や医療の高度化等により医療費等は増大し、その運営はますます厳しい状況となっております。

そこで、持続可能な医療保険制度を構築し、国保財政の安定化を図るため、平成30年度から、国民健康保険が都道府県単位化され、福岡県においても安定的で効率的な事業運営を推進するため「福岡県国民健康保険運営方針」が策定されたところです。

これに伴い、福岡市をはじめ県内各市町村では、運営方針に基づく事務の標準化や広域化に取り組むこととなります。

福岡市におきましても、収納対策の強化による収入の確保や医療費適正化による歳出の増加抑制を図るとともに、福岡県の運営方針に基づく、効率的な事業運営に努めてまいります。

つきましては、平成30年度の事業運営にあたり、次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 一般被保険者医療給付費分

平成30年度の一般被保険者医療給付費分にかかる保険料は、被保険者一人あたり 前年度より39円引下げ、52,588円とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

平成30年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり 前年度より39円引上げ、19,411円とする。

(3) 介護納付金分

平成30年度の介護納付金分にかかる保険料は、被保険者一人あたり 前年度より1,358円引下げ、22,027円とする。

2. 保険料賦課限度額について

平成30年度の医療給付費分の賦課限度額については、政令が改正された場合、前年度より4万円引上げ、58万円とする。

3. 葬祭費の額の改正について

葬祭費の支給額については、福岡県国民健康保険運営方針において葬祭費の支給基準が統一されることから、現行の5万円から3万円に引下げる。

以上